

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領

昭和五十六年七月三十一日

岡山県告示第六百二十号

地方自治法施行令第百六十七条の十一第二項の規定により、岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領を次のとおり定める。

岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領

(平二七告示一一五・改称)

(趣旨)

第一条 この要領は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定により、測量業務及び建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計、監理、調査、企画、立案又は助言を行うことの請負又は受託を行う業務をいう。）の委託契約に係る指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格及び当該資格の審査について必要な事項を定めるものとする。

(平二七告示一一五・一部改正)

(入札に参加できない者)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- 一 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項各号（同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。第七条において同じ。）に掲げる者
- 二 営業に関し法律上必要とされている資格を有していない者
- 三 第四条第一項の規定による入札参加資格審査を受けていない者
- 四 第四条第二項の測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)に故意に虚偽の記載をした者
- 五 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団若しくは同条第三号に規定する暴力団員等又は岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者

(平元告示五四四・平一二告示二一九・平二三告示五八〇・平二七告示一一五・平二七告示六二八・一部改正)

(入札参加の停止)

第三条 知事は、地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号（同令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当すると認められる者を、三年間を限度とする期間を定めて入札に参加させないこと（以下「入札参加の停止」という。）ができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に

についても、同様とする。

- 2 入札参加の停止をした場合において、当該入札参加の停止の原因である事実又は行為について適当な是正措置がとられ、入札の遂行、契約の履行又は業務の施行上支障がないと認められるときは、知事は、当該入札参加の停止の期間を短縮することができる。

(平一二告示二一九・平二一告示六三九・平二七告示一一五・平二七告示六二八・一部改正)

(入札参加資格審査の申請)

第四条 入札に参加しようとする者は、次条の入札参加資格審査を受けなければならない。

- 2 次条の入札参加資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知事が別に定める測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、その年の六月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の二月一日から同月十五日までの間に、その年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについてはその年の八月一日から同月十日までの間に、翌年の六月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の二月十六日から同月二十六日までの間に、翌年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間の入札参加資格に係るものについては翌年の八月一日から同月十日までの間に、知事に申請しなければならない。ただし、申請期間の初日又は末日が岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、同項に規定する県の休日の翌日を当該申請期間の初日又は末日とする。

一 経営規模等総括表

二 測量等実績調書

三 技術者経歴書

四 営業に関し法律上必要とする登録の証明書

五 第二条第五号に規定する者に該当しない旨の申立書

六 役員、代表者等の一覧表

七 営業所一覧表

八 申請者が法人である場合においては登記事項証明書

九 申請者が法人である場合においては入札参加資格審査の申請をする日の属する年度の十月一日(以下「審査基準日」という。)の直前一年の各事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業(営業)年度の貸借対照表及び損益計算書

十 岡山県に納税義務のある者は、岡山県県民局長が証明した県税(延滞金等を含む。)の完納証明書(納付を要しない者については、申立書)

十一 税務署長が証明した消費税及び地方消費税の完納証明書

十二 契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県外にある場合におい

ては、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次の登録を受けていることを証する書類

ア 土木関係コンサルタント業務に係る申請 建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)に基づく登録

イ 地質調査業務に係る申請 地質調査業者登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十八号)に基づく登録

ウ 補償関係コンサルタント業務に係る申請 補償関係コンサルタント登録規程(昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号)に基づく登録

十三 岡山県内の市町村長が証明した市町村税(延滞金等を含む。)の完納証明書(県内に主たる営業所を設置していない者については、契約の締結について権限を委任された者が属する営業所が県内にある場合のみ)

十四 契約の締結について権限を委任する場合は、その委任状

十五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

3 前項の規定により申請した者で、次に掲げる事項について変更があつたときは、直ちにその旨の変更届出書を知事に提出しなければならない。

一 商号又は名称、代表者及び役員

二 営業所の名称及び所在地並びにその代表者

三 前項第十二号に規定する場合において、同号アからウまでの申請を行つた者が、建設コンサルタント登録規程第十二条、地質調査業者登録規程第十一条又は補償コンサルタント登録規程第十一条の規定による登録の停止の措置を受けたとき

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

(平元告示五四四・平四告示四七四・平一二告示二一九・平一四告示二一九・平一七告示二七八・平二〇告示一八・平二一告示六三九・平二三告示五八〇・平二七告示六二八・一部改正)

(入札参加資格審査)

第五条 入札参加資格審査は、前条の規定により申請した者について、その内容を審査するものとする。

2 前項の規定による入札参加資格は、前条第二項の規定による申請の区分に応じ、その年の六月一日から翌々年の五月三十一日まで、その年の十二月一日から翌々年の五月三十一日まで、翌年の六月一日から翌々年の五月三十一日まで又は翌年の十二月一日から翌々年の五月三十一日までの間、その効力を有するものとする。

(平四告示四七四・平二〇告示一八・一部改正)

(入札参加資格の辞退)

第六条 入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を有している者が、入札参加資格を辞退した場合は、有していた入札参加資格の前条第二項に規定する有効期間内に再度入

札参加資格審査申請を行うことはできないものとする。

(平二一告示六三九・追加)

(入札参加資格の取消し及び留保)

第七条 知事は、入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第百六十七条の四第一項各号に掲げる者に該当するに至ったとき又は申請書若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

(平二一告示六三九・追加、平二三告示五八〇・平二七告示一一五・一部改正)

(入札参加の停止及び入札参加資格の取消しの通知)

第八条 知事は、入札参加資格を有する者について入札参加の停止をしたとき又は前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、その者に対し、その旨を文書により通知するものとする。

(平二一告示六三九・追加、平二三告示五八〇・平二七告示六二八・一部改正)

(入札参加資格の再審査)

第九条 知事は、入札参加資格を有する者について、必要に応じ資格の再審査を行うものとする。

(平二一告示六三九・追加)

(入札参加資格審査会)

第十条 入札参加資格審査を行わせるため入札参加資格審査会（次項において「審査会」という。）を置く。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(昭六一告示三一八・昭六二告示三六三・平元告示五四四・平四告示四七四・平一二告示二一九・平一六告示一七八・一部改正、平二一告示六三九・旧第六条繰下・一部改正、平二四告示三八五・一部改正)

(その他)

第十一条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(平二一告示六三九・旧第七条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和五十六年八月一日から施行する。

(平成二一年告示第六三九号・旧附則・一部改正)

(平成三十年七月豪雨に伴う申請の特例)

- 2 第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請のうち平成三十年十二月一日から平成三十二年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

(平成三〇年告示第四三〇号・追加)

(新型コロナウイルス感染症に係る申請の特例)

- 3 第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和二年十二月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「その年の八月一日から同月十日まで」とあるのは、「その年の八月一日から同月三十一日まで」とする。

(令和二年告示第三六七号・追加)

- 4 第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請のうち令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までの間を有効期間とするものについての同項の規定の適用については、同項中「翌年の二月十六日から同月二十六日まで」とあるのは、「翌年の二月四日から同月二十六日まで」とする。

(令和二年告示第五八三号・追加)

附 則 (昭和六一年告示第三一八号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年告示第三六三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年告示第五四四号)

この告示は、平成元年七月一日から施行する。

附 則 (平成四年告示第四七四号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成四年二月十五日までに、この告示による改正前の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請を行っている者については、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領第四条第二項の規定による入札参加資格審査の申請を行ったものとみなす。

附 則（平成一二年告示第二一九号）

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年告示第二一九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年告示第一七八号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年告示第二七八号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領の規定は、同日以後の申請に係る資格審査について適用する。

附 則（平成二〇年告示第一八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年告示第六三九号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領の規定は、平成二十二年六月一日から平成二十四年五月三十一日までを有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成二三年告示第五八〇号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約指名競争入札参加資格審査要領の規定は、平成二十四年六月一日から平成二十六年五月三十一日までを有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成二四年告示第三八五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年告示第一一五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年告示第六二八号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領の規定は、平成二十八年六月一日から平成三十年五月三十一日までを有効期間とする入札参加資格の審査から適用する。

附 則（平成三〇年告示第四三〇号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年告示第三六七号）
この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年告示第五八三号）
この告示は、公布の日から施行する。